

令和 8 年度和歌山県公式観光サイトへの掲載写真素材撮影業務 仕様書

(1) 業務名

令和 8 年度和歌山県公式観光サイトへの掲載写真素材撮影業務

(2) 業務内容

受託者は、和歌山県公式観光サイト (<https://www.wakayama-kanko.or.jp/>) に掲載する写真素材を撮影し、データを納品すること。

(3) 撮影区分

撮影は、次の 2 区分とし、それぞれの単価を見積もること。

区分	内容
現地撮影	観光施設、飲食店、宿泊施設、体験施設等の現地での撮影
物撮り	特産品、土産品等の商品撮影

(4) 撮影内容

① 観光連盟が指定する施設、店舗、商品等を撮影すること。

ア 施設、店舗は和歌山県内全域を対象とするものとする。

イ 特産品、土産品等の商品は、受託者が購入または取り寄せ、受託者が準備する場所（スタジオ等）で商品撮影を行うものとする。

ウ 施設・店舗等への撮影依頼および撮影成果物の県公式観光サイトへの掲載許可申請は観光連盟が行うものとし、撮影日時の調整その他撮影実施に必要な連絡・調整は、受託者が行うものとする。

② 1 施設・店舗・商品等につき、**5～10 枚程度**の写真を納品すること。

③ 写真は、和歌山県公式観光サイトでの掲載を前提とし、**横位置（横長）を基本**とする。

④ 必要に応じて、異なる構図やアングル、ディテール等を組み合わせて撮影すること。

(5) 撮影時期・数量（予定）

契約締結後、「物撮り」最大 12 件程度および「現地撮影」最大 10 件程度の撮影を依頼する予定である。その後は、毎月 1 回、10 件程度の撮影を依頼し、3 月末までに合計 90 件程度の撮影依頼を予定している（区分ごとの予定数量は、見積内訳書に記載のとおり）。

(6) 写真の品質

- ① 写真は、和歌山県公式観光サイトへの掲載を目的とし、閲覧者が「訪れてみたい」「体験してみたい」「購入してみたい」と感じられる魅力的な表現とすること。
- ② 芸術作品や広告写真レベルの高度な演出は求めない。また、スタジオでの物撮りにおいても、必要以上の小道具等の準備は求めない。ただし、懐紙や皿、コップなど被写体の魅力を引き出すための最低限の小道具は受注者において準備すること。
- ③ 受注者は、和歌山県公式観光サイトに掲載する写真であることを十分理解し、同サイトの掲載写真や撮影イメージを参考にすること。

(4) 業務実施

- ① 撮影日時は、施設等の営業状況や天候等を踏まえ、発注者と協議の上決定すること。また、可能な限り 1 日に複数件の撮影を効率的に行うよう留意すること。
- ② 発注者からの追加依頼や撮影内容の変更等について、可能な限り柔軟に対応すること。

(5) 経費

- ① 撮影に係る技術料、機材費等は見積単価に含むものとする。
- ② 撮影場所までの交通費、駐車場代、入館料、飲食代、商品購入費、体験料その他撮影に必要な物品の購入等の実費については、受注者の申請に基づき、別途実費精算するものとする。
- ③ 実費精算の車賃および宿泊料は、観光連盟の規定によるもの（車賃：1 Km38 円、宿泊料 11,800 円）を上限とし、その他の費用は領収書等の証憑書類を提出すること。